

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たなエネルギー基本計画において、エネルギーを巡る国内外の動向や地球温暖化対策などを総合的に検討し、中長期的なエネルギー政策のあり方を具体的に示すとともに、必要な施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。
 - (2) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設普及に対する財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。
3. 太陽光発電施設が防災上問題となる斜面に設置されたり、景観上の支障が生じる等の事例が全国各地で見られることから、以下の措置を講じること。
 - (1) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
 - (2) 大規模太陽光発電施設については、環境アセスメントの対象事業への追加または都市計画法及び森林法に基づく開発行為の対象とする等、関連法令を整備すること。
4. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体に取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。

5. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険個所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。